第百七十条第一項第一号	第百六十五条の七第二項（第百六十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百六十五条の十七第二項（第百六十五条の二十において準用する場合を含む。）又は第百六十五条の二十四第二項による公告	第百六十五条の二十四第二項により官報に公告したこと及び同項の規定によりその定款で定めた公告方法による公告又は催告
第百七十条第一項第四号	会社法合併会社にあっては、第百六十五条の二十四第二項第四号	第百六十五条の二十四第二項第四号
第百七十四条の見出し	内閣総理大臣	主務省令
第百七十四条第一項	内閣総理大臣	行政庁
	会社法第四百七十一条第六号（解散の事由）（第百五十二条第二項において準用する場合を含む。）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十八条第七号又は第二百二条第一項第六号（解散の事由）
	第百八十条の四第一項又は同法第四百七十八条第一項	同法第二百九条第一項
	第百八十条第二号又は同法第四百七十五条第二号	同法第二百六条第二号又は第三号
第百七十四条第三項	会社法第四百七十八条第二項	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百九条第二項
第百七十四条第六項	会社法第四百七十八条第六項において準用する同法第三百三十一条第一項第三号（取締役	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百九条第五項において準用する同法第六十五条第一項第三号（役員
	保険業法	保険業法、保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）
第百七十四条第七項	内閣総理大臣	行政庁
	株式会社又は相互会社	一般社団法人又は一般財団法人
	清算保険会社等	清算一般社団法人等
第百七十四条第八項各号列記以外の部分	内閣総理大臣	行政庁
第百七十四条第八項第一号	第百八十条第二号又は会社法第四百七十五条第二号	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六条第二号又は第三号
	清算保険会社等	清算一般社団法人等
第百七十四条第九項	内閣総理大臣	行政庁

第百七十四条第十項	会社法第四百七十九条	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百十条
	同条第一項	同条第一項及び第二項
	内閣総理大臣	行政庁
	同条第二項	同条第三項
第百七十四条第十一項	商業登記法第七十三条第一項及び第三項（清算人の登記）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百二十六条第一項及び第三項（清算人の登記の申請）
	第七十四条第一項	第三百二十七条第一項
	変更の登記）（第百八十三条第二項において準用する場合を含む。	変更の登記の申請
	内閣総理大臣	行政庁
第百七十四条第十二項	内閣総理大臣	行政庁
	清算保険会社等	清算一般社団法人等
第百七十五条の見出し	内閣総理大臣	行政庁
第百七十五条第一項	清算保険会社等	清算一般社団法人等
第百七十五条第二項	内閣総理大臣	行政庁
第百七十六条	清算保険会社等	清算一般社団法人等
	会社法第四百九十二条第三項	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十五条第三項
	若しくは第四百九十七条第二項（貸借対照表等の定時株主総会への提出等）（これらの規定を第百八十条の十七において準用する場合を含む。）	、第二百三十条第二項（貸借対照表等の提出等）
	第五百七条第三項	第二百四十条第三項
	終了等）（第百八十三条第一項において準用する場合を含む。）	終了等）
	内閣府令	主務省令
	内閣総理大臣	行政庁
第百七十七条第一項	会社法第四百七十一条第三号若しくは第六号（解散の事由）（第百五十二条第二項において準用する場合を含む。）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十八条第三号、第四号若しくは第七号若しくは第二百二条第一項第三号若しくは第六号（解散の事由）
	第百五十二条第三項第二号に掲げる事由	同条第二項若しくは第三項の規定